

7 傾斜路

【基本的な考え方】

廊下や通路には、段差を設けないことが基本ですが、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路を設置します。傾斜路は、十分な幅員を確保し、手すりや踊場を設けるなど、高齢者、障害者等にとっての安全性の確保や負担の軽減に配慮することが必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
傾斜路 「3-1」 手すり 表面の仕上げ 識別性 点状ブロック等	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ハ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>ニ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(2) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(3) 建物である路外駐車場に設けるもの</p>	<p>手すりの高さは75cm～85cm程度とします。</p>
利用円滑化経路 「14-2」 有効幅員 勾配 踊場 側壁	<p>ニ 利用円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、上記のほか、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上であること。</p> <p>(2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(4) 両側に高さ5cm以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。</p>	<p>1以上の傾斜路について整備する必要があります。</p> <p>歩行者が横向きになれば車いすとすれ違うことができる幅員です。</p>

設計標準

項目	整備水準	解説
設置	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するすべての傾斜路を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の有効幅員は、150cm以上とし、段に併設する場合は、120cm以上とします。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
勾配	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の勾配は、15分の1以下とします。 	
傾斜路との交差部など	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の始点、終点、曲がりの部分、折り返しの部分及び他の通路と交差する部分には、150cm以上の水平部分を設けます。 	
踊場	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の高さが75cmを越える場合には、高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けます。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
側壁	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の両側に高さ5cm以上の側壁を設けます。 	
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の高さが16cmを越える場合は、両側に手すりを設けます。 傾斜路の手すりは、統一した高さで連続して設けます。 傾斜路の手すりは、壁などとの間隔を4cm程度とし、下側で支持します。 傾斜路の端の部分の手すりは、体の移動動作を補助し、通路形態の変化を予告するために、その端から延長し、45cm以上の水平部分を設けます。 利用者が衝突した際の安全に配慮し、手すりの端の部分は、床方向に立ち下げる、壁面に巻き込む等の処理をします。 傾斜路の端部、曲がり角の部分等に設ける手すりには、現在位置及び誘導内容等を点字で表示します。 	[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。
視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者が、建築物内の目的箇所に容易かつ安全に到達できるよう配慮します。 	案内板、音声誘導設備、視覚障害者誘導用ブロック等の設置などの配慮を行います。

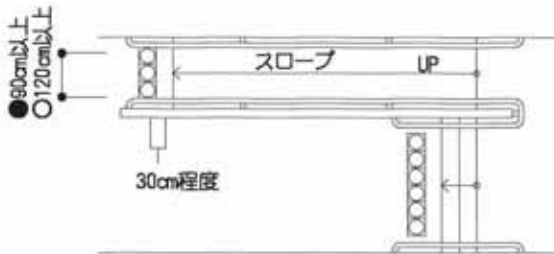
望ましい配慮

項目	整備水準	解説
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路に手すりを設ける場合は、二段手すりも併設します。 	二段手すりの高さは、60cm～65cm程度とし、一般用手すりより前にはずらして取り付けます。

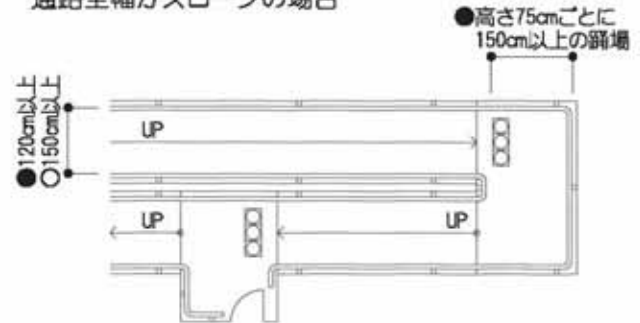
傾斜路

傾斜路の幅員

段を併設する場合

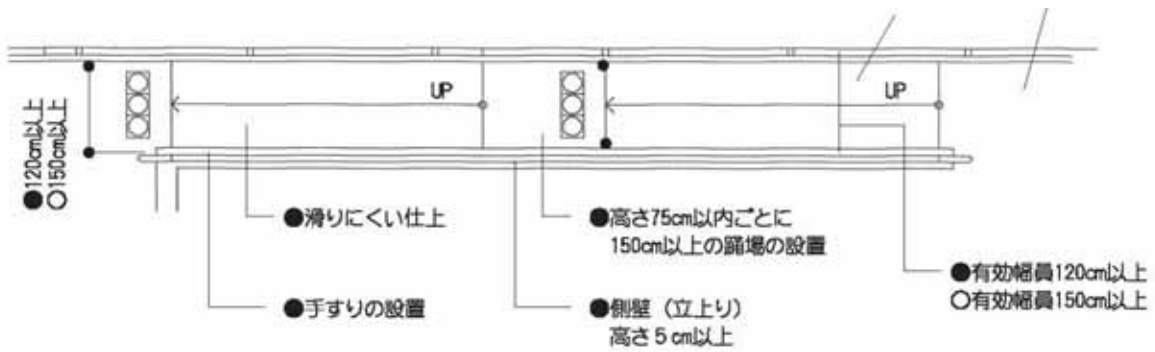


通路全幅がスロープの場合



傾斜路の整備例

スロープは、踊場、廊下等と色の明度、色相、彩度の差の大きい色とする



縁部の立ち上がり



傾斜路の手すりの例

